

○ 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
<p>6 <u>規則第6条に規定する比較情報に関しては、以下の点に留意する。</u> <u>1 当事業年度に係る財務諸表において記載されたすべての数値について、原則として、対応する前事業年度に係る数値を含めなければならない。</u> <u>2 当事業年度に係る財務諸表の理解に資すると認められる場合には、前事業年度に係る定性的な情報を含めなければならない。</u></p>	(新設)
<p>8-44 <u>規則第8条第44項に規定する「会計方針」とは、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」にいう会計方針をいうものとする。</u></p>	(新設)
<p>8-45 <u>規則第8条第45項に規定する「表示方法」とは、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」にいう表示方法をいうものとする。</u></p>	(新設)
<p>8-46 <u>規則第8条第46項に規定する「会計上の見積り」とは、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」にいう会計上の見積りをいうものとする。</u></p>	(新設)
<p>8-47 <u>規則第8条第47項に規定する「会計方針の変更」とは、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」にいう会計方針の変更をいうものとする。</u></p>	(新設)
<p>8-48 <u>規則第8条第48項に規定する「表示方法の変更」とは、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」にいう表示方法の変更をいうものとする。</u></p>	(新設)
<p>8-49 <u>規則第8条第49項に規定する「会計上の見積りの変更」とは、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」にいう会計上の見積りの変更をいうものとする。</u></p>	(新設)
<p>8-50 <u>規則第8条第50項に規定する「⁷⁰⁰誤謬」とは、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」にいう⁷⁰⁰誤謬をいうものとする。</u></p>	(新設)
<p>8-51 <u>規則第8条第51項に規定する「遡及適用」とは、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」にいう遡及適用をいうものとする。</u></p>	(新設)
<p>8-52 <u>規則第8条第52項に規定する「財務諸表の組替え」とは、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」にいう財務諸表の組替えをいうものとする。</u></p>	(新設)
<p>8-53 <u>規則第8条第53項に規定する「修正再表示」とは、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」にいう修正再表示をいうものとする。</u></p>	(新設)

8の3 規則第8条の3及び第8条の3の2の規定の適用については、次の点に留意する。

- 1 同一の事業年度において複数の会計方針を変更した場合には、実務上可能な範囲において、会計方針の変更の内容ごとに、規則第8条の3又は第8条の3の2の規定を適用するものとする。ただし、当該会計方針の変更の内容ごとに影響額を区分することが困難な場合には、その旨を記載するものとする。
- 2 遡及適用を行っていない場合の規則第8条の3第2項及び第8条の3の2第2項の規定による当事業年度に係る影響額の記載については、当事業年度において前事業年度と同一の会計方針を適用した場合に算定される金額との差額を記載するものとする。

(削る)

(削る)

8の3-3 規則第8条の3第3項に規定する事項の注記に際しては、会計基準等に規定された遡及適用に関する経過措置の内容に応じて、必要な事項を記載するものとする。

8の3の3 規則第8条の3の3に規定する未適用の会計基準等については、貸借対照表日までに公表されたものについて記載するものとする。ただし、貸借対照表日後に公表されたものについて記載することを妨げない。

8の3の3-1-2 財務諸表作成時において、会計基準等の適用時期について決定していない場合には、規則第8条の3の3第1項第2号の記載に代えて、その旨を記載するものとする。

8の3の3-1-3 規則第8条の3の3第1項第3号に規定する財務諸表に与える影響について、定量的に把握している場合にはその金額を記載し、定量的に把握していない場合には、定性的に記載するものとする。なお、財務諸表作成時において、財務諸表に与える影響を評価中である場合には、その旨を記載するものとする。

8の3 規則第8条の3の規定による記載については、次の点に留意する。

- 1 会計基準及び法令の改正等（以下「会計基準等の改正」という。）に伴い、会計方針を採用又は変更した場合において、当該会計方針を適用すべき会計事象又は取引が存在しないときは、規則第8条の3の規定による記載を要しない。
- 2 会計方針を変更した場合（会計基準等の改正に伴い、会計方針を採用又は変更した場合を含む。）において、財務諸表に与えている影響が軽微なものについては、規則第8条の3第1号及び第3号の規定による記載を行わないことができる。ただし、当該事業年度の翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与えることが確実であると認められる場合には、記載を要するものとする。この場合には、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える旨及びその影響の概要を併せて記載するものとする。

8の3-1 規則第8条の3第1号に規定する当該変更が財務諸表に与えている影響とは、当該会計処理について前事業年度と同一の基準を適用した場合において計上されるべき営業損益、経常損益、税引前当期純損益、当期純損益又はその他の重要な項目の金額に、当該変更が差異を与える結果となったことをいうものとする。したがって、影響の内容の記載は、影響を受けた重要な項目及びその差異の金額を明らかにするものとする。ただし、その金額を正確に算定することが困難な場合には、適当な方法による概算額を記載することができる。

8の3-2 規則第8条の3第2号の規定による表示方法の変更に関する内容の記載は、前事業年度の財務諸表との比較を行うために必要な事項を記載するものとする。ただし、変更の内容が明瞭に判断しうる場合には、これを行わないことができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

<p>(削る)</p>	<p>8の7-3 <u>規則第8条の7第3項に規定する注記については、次の点に留意する。</u></p> <p>1 <u>規則第8条の7第3項第1号イに規定する「その概要」には、保有目的を変更した有価証券の内容や保有目的を変更した時の時価が含まれること。</u></p> <p>2 <u>規則第8条の7第3項第1号ロに規定する「保有目的を変更した日及び変更の理由」には、当該有価証券の保有目的を変更する前提となった稀な場合に該当すると判断するに至った概況が含まれること。</u></p> <p>3 <u>規則第8条の7第3項第1号ハに掲げる「当該事業年度における損益」には、保有目的を変更した有価証券に関して計上された当該事業年度の時価評価損益の額を記載することとし、保有目的を変更した後に満期保有目的の債券として償却原価法を適用したことによる金利調整部分等を加減する必要はないこと。</u></p> <p>4 <u>規則第8条の7第3項第1号ホ及び第2号ハに規定する「保有目的の変更が財務諸表に及ぼす影響額」には、保有目的を変更した有価証券について、その保有目的を変更しなかったとした場合の当期の損益及び評価・換算差額等への影響額を記載すること。</u></p>
<p>68の4 (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p><u>3</u> (略)</p>	<p>68の4 (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>当事業年度において株式併合又は株式分割が行われた場合には、その旨及び前事業年度の開始の日に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した場合における前事業年度の1株当たり純資産額を注記することを妨げない。</u></p> <p>4 <u>貸借対照表日後に株式併合又は株式分割が行われた場合には、重要な後発事象として、その旨及び前事業年度の開始の日に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定した場合における前事業年度及び当事業年度の1株当たり純資産額を注記することを妨げない。</u></p> <p>5 <u>持分会社、組合及び信託の貸借対照表を作成する場合には、1単位当たり純資産額を注記するものとする。</u></p>
<p>95の2 (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>1～3</u> (略)</p> <p>95の5の2 <u>規則第95条の5の2の適用に関しては、次の点に留意する。</u></p> <p>1 <u>規則第95条の5の2に規定する1株当たり当期純利益金額等の用語は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」に定める1株当たり当期純利益等というものとする。</u></p>	<p>95の2 (略)</p> <p>1 <u>前期損益修正益及び前期損益修正損の項目を示す科目には、償却年数又は減価償却の方法の変更等に伴い計上された減価償却費のうち前期までの減価償却累計額の修正と認められる額、前期以前の費用計上額の修正を意味する引当金の未使用分の取崩額又は追加計上額その他前期以前に計上された費用又は収益の訂正に相当すると認められるものについて記載するものとする。</u></p> <p><u>2～4</u> (略)</p> <p>95の5の2 <u>規則第95条の5の2の適用に関しては、次の点に留意する。</u></p> <p>1 <u>規則第95条の5の2に規定する1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額等の用語は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」に定める1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当</u></p>

2 (略)

3 規則第95条の5の2に規定する1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額の算定上の基礎には、次の事項が含まれることに留意する。

(1) 損益計算書上の当期純利益金額又は当期純損失金額、1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益金額又は当期純損失金額及びこれらの差額(普通株主に帰属しない金額)の主な内訳

(2) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額の算定に用いられた普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数の種類別の内訳

(削る)

(削る)

95の5の3 規則第95条の5の3の適用に関しては、次の点に留意する。

1 規則第95条の5の3に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額等の用語は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益等をいうものとする。

2 規則第95条の5の3に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎には、次の事項が含まれることに留意する。

(1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に用いられた当期純利益調整額の主な内訳

(2) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に用いられた普通株式増加数の主な内訳

(3) 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式については、その旨、潜在株式の種類及び潜在株式の数

期純利益等をいうものとする。

2 (略)

(新設)

95の5の2-1 規則第95条の5の2第1項に掲げる1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額の算定上の基礎には、次の事項が含まれることに留意する。

1 損益計算書上の当期純利益金額又は当期純損失金額、1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益金額又は当期純損失金額及びこれらの差額(普通株主に帰属しない金額)の主な内訳

2 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額の算定に用いられた普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数の種類別の内訳

95の5の2-2 規則第95条の5の2第2項に掲げる潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎には、次の事項が含まれることに留意する。

1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に用いられた当期純利益調整額の主な内訳

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に用いられた普通株式増加数の主な内訳

3 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式については、その旨、潜在株式の種類及び潜在株式の数

(新設)

附 則

- 2 規則附則第3項及び第4項の規定の適用に関しては、次の点に留意する。
- (1) 当事業年度に会計方針又は表示方法（以下「会計方針等」という。）の変更を行ったときは、次に掲げる場合を除き、前事業年度に係る財務諸表に当事業年度の会計方針等を適用し、遡及適用に関する原則的な取扱い（規則第8条の3第2項本文に定める遡及適用に関する原則的な取扱いをいう。以下同じ。）及び前事業年度に係る財務諸表の組替えを行うものとする。
- ① 遡及適用に関する原則的な取扱いが実務上不可能な場合
② 会計基準等に遡及適用を行わない旨の経過措置が規定されている場合
③ 財務諸表の組替えが実務上不可能な場合
- (2) 当事業年度に会計方針等の変更を行った場合において、前事業年度に係る連結財務諸表に当事業年度の会計方針等を適用するときは、規則第8条の3第1項及び第4項、規則第8条の3の2第1項及び第3項並びに規則第8条の3の4第1項、第3項及び第4項の規定による注記については、同一の内容を前事業年度及び当事業年度に係る財務諸表に記載するものとする。
- (3) (1)①から③までに掲げる場合においては、規則第8条の3第2項から第4項まで、規則第8条の3の2第2項及び第3項並びに規則第8条の3の4第2項から第4項までの規定による注記については、当事業年度に係る財務諸表に記載するものとする。
- (4) 当事業年度に会計方針の変更を行った場合において、当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、前事業年度に係る連結財務諸表については、当該変更前の会計方針を適用するものとする。

(別記事業関係)

- 1 (略)
- 2 (1)～(3) (略)
- (4) (略)
- ① 規則第8条の2に規定する重要な会計方針の注記
② 規則第8条の3及び第8条の3の2に規定する会計方針の変更に関する注記
③ 規則第8条の3の3に規定する未適用の会計基準等に関する注記
④ 規則第8条の3の4に規定する表示方法の変更に関する注記
⑤ 規則第8条の3の5に規定する会計上の見積りの変更に関する注記
⑥ 規則第8条の3の6に規定する会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合の注記
⑦ 規則第8条の3の7に規定する修正再表示に関する注記
⑧～⑳ (略)
- ㉗ 規則第95条の5の2に規定する一株当たり当期純損益金額の注記
- ㉘ 規則第95条の5の3に規定する潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額の注記
- ㉙～㉛ (略)

(新設)
(新設)

(別記事業関係)

- 1 (略)
- 2 (1)～(3) (略)
- (4) (略)
- (新設)
(新設)
- (新設)
(新設)
(新設)
(新設)
- (新設)
- ㉜～㉞
- ㉟ 規則第95条の5の2に規定する一株当たり当期純損益金額等に関する注記
(新設)
- ㊱～㊳ (略)

3・4 (略)

5 (1)～(4) (略)

(5) 規則第10条の規定による注記については、次に掲げる事項（指定法人にあっては、⑮、⑳から㉔まで、㉗及び㉘の事項を除く。）に関する注記以外のものは記載を要しないこととする。

① 規則第8条の2に規定する重要な会計方針の注記

② 規則第8条の3及び第8条の3の2に規定する会計方針の変更に関する注記

③ 規則第8条の3の3に規定する未適用の会計基準等に関する注記

④ 規則第8条の3の4に規定する表示方法の変更に関する注記

⑤ 規則第8条の3の5に規定する会計上の見積りの変更に関する注記

⑥ 規則第8条の3の6に規定する会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合の注記

⑦ 規則第8条の3の7に規定する修正再表示に関する注記

⑧～㉖ (略)

㉗ 規則第95条の5の2に規定する一株当たり当期純損益金額の注記

㉘ 規則第95条の5の3に規定する潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額の注記

㉙～㉛ (略)

6～11 (略)

12 (1)～(3) (略)

(4) 規則第10条の規定による注記については、次に掲げる事項（指定法人にあっては、⑮、⑳から㉔まで及び㉗から㉘までの事項を除く。）に関する注記以外のものは記載を要しないこととする。

① 規則第8条の2に規定する重要な会計方針の注記

② 規則第8条の3及び第8条の3の2に規定する会計方針の変更に関する注記

③ 規則第8条の3の3に規定する未適用の会計基準等に関する注記

④ 規則第8条の3の4に規定する表示方法の変更に関する注記

⑤ 規則第8条の3の5に規定する会計上の見積りの変更に関する注記

⑥ 規則第8条の3の6に規定する会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合の注記

⑦ 規則第8条の3の7に規定する修正再表示に関する注記

⑧～㉖ (略)

㉗ 規則第95条の5の2に規定する一株当たり当期純損益金額の注記

㉘ 規則第95条の5の3に規定する潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額の注記

㉙～㉛ (略)

3・4 (略)

5 (1)～(4) (略)

(5) 規則第10条の規定による注記については、次に掲げる事項（指定法人にあっては、⑪、㉓、㉔、㉕及び㉖の事項を除く。）に関する注記以外のものは記載を要しないこととする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

①～㉔ (略)

㉕ 規則第95条の5の2に規定する一株当たり当期純損益金額等に関する注記

(新設)

㉖～㉙ (略)

6～11 (略)

12 (1)～(3) (略)

(4) 規則第10条の規定による注記については、次に掲げる事項（指定法人にあっては、⑪、㉓から㉕まで、㉖及び㉗の事項を除く。）に関する注記以外のものは記載を要しないこととする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

①～㉔ (略)

㉕ 規則第95条の5の2に規定する一株当たり当期純損益金額等に関する注記

(新設)

㉖～㉙ (略)

○ 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
<p>2-36 財務諸表等規則ガイドライン8-44から8-53までの取扱いは、規則第2条第36号から第45号までの規定について準用する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>8の3 規則第8条の3に規定する比較情報に関しては、以下の点に留意する。 <u>1 当連結会計年度に係る連結財務諸表において記載されたすべての数値について、原則として、対応する前連結会計年度に係る数値を含めなければならない。</u> <u>2 当連結会計年度に係る連結財務諸表の理解に資すると認められる場合には、前連結会計年度に係る定性的な情報を含めなければならない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>13-1 規則第13条第1項の規定による注記については、次の点に留意する。 <u>1 各号に掲げる事項以外の事項であっても、重要な事項がある場合には記載するものとする。</u> <u>2 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項には、連結財務諸表作成の基礎となっている各連結会社の財務諸表の作成に係る会計処理の原則及び手続を含むものとする。</u></p>	<p>13-1 規則第13条第1項の規定は、連結財務諸表の基本となる連結会計方針を開示する趣旨であるから、同条各号に掲げる事項以外の事項であっても、連結会計方針として重要な事項がある場合には、これを記載すること。 (新設)</p>
<p>13-4 連結子会社の事業年度の末日と連結決算日との間に3ヵ月を超えない差異がある場合において、規則第12条第1項本文の規定による決算を行うか否かに係る変更を行ったときは、次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、 <u>3に該当する事項は記載しないことができる。</u> <u>1 当該変更を行った旨</u> <u>2 当該変更の理由</u> <u>3 当該変更が連結財務諸表に与えている影響</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>14 規則第14条の規定による注記については、次の点に留意する。 1 (略) <u>2 連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更は、会計方針の変更に該当しないことに留意する。</u> <u>3 連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更が、当連結会計年度の翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与えることが確実であると認められる場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える旨及びその影響の概要を併せて記載するものとする。</u></p>	<p>14 規則第14条の規定による記載については、次の点に留意する。 1 (略) <u>2 会計基準及び法令の改正等(以下「会計基準等の改正」という)に伴い、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項を採用又は変更した場合において、当該連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項を適用すべき会計事象又は取引が存在しないときは、規則第14条の規定による記載を要しない。</u> <u>3 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項を変更した場合(会計基準等の改正に伴い、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項を採用又は変更した場合を含む。)において、連結財務諸表に与えている影響が軽微なものについては、次の場合を除き、規則第14条第2号及び第4号の規定による記載を行わないことができる。なお、次の(1)に該当する変更について記載を行う場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える旨</u></p>

	<p>及びその影響の概要を併せて記載するものとする。また、次の(3)に該当する変更について記載を行う場合には、当該変更が連結財務諸表に与えている影響の内容を記載しないことができる。</p> <p>(1) 当該変更が、当該連結会計年度の翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与えることが確実であると認められる場合</p> <p>(2) 当該変更が、連結の範囲又は持分法適用の範囲に係るものである場合</p> <p>(3) 当該変更が、連結子会社の事業年度の末日と連結決算日との間に3ヵ月を超えない差異がある場合において、規則第12条本文の規定による決算を行うか否かに係るものである場合</p>
(削る)	<p>14-2 規則第14条第2号に規定する当該変更が連結財務諸表に与えている影響とは、当該会計処理について前連結会計年度と同一の基準を適用した場合において計上されるべき営業損益、経常損益、税金等調整前当期純損益、当期純損益又はその他の重要な項目の金額に、当該変更が差異を与える結果となったことをいうものとする。したがって、影響の内容の記載は、影響を受けた重要な項目及びその差異の金額を明らかにするものとする。ただし、その金額を正確に算定することが困難な場合には、適当な方法による概算額を記載することができる。</p>
(削る)	<p>14-3 規則第14条第3号の規定による表示方法の変更に関する内容の記載は、前連結会計年度の連結財務諸表との比較を行うために必要な事項を記載するものとする。ただし、その内容が明確に判断しうる場合には、これを行わないことができる。</p>
14の2 財務諸表等規則ガイドライン8の3及び8の3-3の取扱いは、規則第14条の2及び第14条の3に規定する会計方針の変更に関する注記について準用する。	(新設)
14の4 財務諸表等規則ガイドライン8の3の3から8の3の3-1-3までの取扱いは、規則第14条の4に規定する未適用の会計基準等に関する注記について準用する。	(新設)
14の9 財務諸表等規則ガイドライン8の4の取扱いは、規則第14条の9に規定する重要な後発事象の注記について準用する。	14の2 財務諸表等規則ガイドライン8の4の取扱いは、規則第14条の2に規定する重要な後発事象の注記について準用する。
15の6 財務諸表等規則ガイドライン8の7-1の取扱いは、規則第15条の6に規定する有価証券に関する注記について準用する。	15の6 財務諸表等規則ガイドライン8の7-1及び8の7-3の取扱いは、規則第15条の6に規定する有価証券に関する注記について準用する。
62 財務諸表等規則ガイドライン95の2(3を除く。)の取扱いは、規則第62条及び第63条に規定する特別利益の表示方法及び特別損失の表示方法について準用する。	62 財務諸表等規則ガイドライン95の2(4を除く。)の取扱いは、規則第62条及び第63条に規定する特別利益の表示方法及び特別損失の表示方法について準用する。
65の2 財務諸表等規則ガイドライン95の5の2及び95の5の3の取扱いは、規	65の2 財務諸表等規則ガイドライン95の5の2から95の5の2-2までの取扱

規則第65条の2に規定する1株当たり当期純損益金額の注記及び規則第65条の3に規定する潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の注記について準用する。

第三章の二 連結包括利益計算書

69の3 規則第69条の3に規定する連結損益及び包括利益計算書については、別紙様式により作成するものとする。

附 則

1 (略)

2 規則附則第2項及び第3項の規定の適用に関しては、次の点に留意する。

(1) 当連結会計年度に会計方針又は表示方法（以下「会計方針等」という。）の変更を行ったときは、次に掲げる場合を除き、前連結会計年度に係る連結財務諸表に当連結会計年度の会計方針等を適用し、遡及適用に関する原則的な取扱い（財務諸表等規則第8条の3第2項本文に定める遡及適用に関する原則的な取扱いをいう。以下同じ。）及び前連結会計年度に係る連結財務諸表の組替えを行うものとする。

① 遡及適用に関する原則的な取扱いが実務上不可能な場合

② 会計基準等に遡及適用を行わない旨の経過措置が規定されている場合

③ 連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合

(2) 当連結会計年度に会計方針等の変更を行った場合において、前連結会計年度に係る連結財務諸表に当連結会計年度の会計方針等を適用するときは、規則第14条の2において準用する財務諸表等規則第8条の3第1項及び第4項、第14条の3において準用する財務諸表等規則第8条の3の2第1項及び第3項並びに第14条の5において準用する財務諸表等規則第8条の3の4第1項、第3項及び第4項の規定による注記については、同一の内容を前連結会計年度及び当連結会計年度に係る連結財務諸表に記載するものとする。

(3) (1)①から③までに掲げる場合においては、連結財務諸表規則第14条の2において準用する財務諸表等規則第8条の3第2項から第4項まで、第14条の3において準用する財務諸表等規則第8条の3の2第2項及び第3項並びに第14条の5において準用する財務諸表等規則第8条の3の4第2項から第4項までの規定による注記については、当連結会計年度に係る連結財務諸表に記載するものとする。

(4) 当連結会計年度に会計方針の変更を行った場合において、当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、前連結会計年度に係る連結財務諸表については、当該変更前の会計方針を適用するものとする。

いは、規則第65条の2に規定する1株当たり当期純損益金額等の注記について準用する。

(新設)

(新設)

附 則

(略)

(新設)

○ 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（連結財務諸表規則ガイドライン）

改 正 案	現 行	
(別紙) 連結損益及び包括利益計算書に関する様式 【連結損益及び包括利益計算書】	(新設)	
	(単位： 円)	
	前連結会計年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当連結会計年度 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
売上高	×××	×××
売上原価	×××	×××
売上総利益（又は売上総損失）	×××	×××
販売費及び一般管理費		
.....	×××	×××
.....	×××	×××
.....	×××	×××
販売費及び一般管理費合計	×××	×××
営業利益（又は営業損失）	×××	×××
営業外収益		
受取利息	×××	×××
受取配当金	×××	×××
有価証券売却益	×××	×××
持分法による投資利益	×××	×××
.....	×××	×××
.....	×××	×××
営業外収益合計	×××	×××
営業外費用		
支払利息	×××	×××
有価証券売却損	×××	×××
持分法による投資損失	×××	×××
.....	×××	×××
.....	×××	×××
営業外費用合計	×××	×××
経常利益（又は経常損失）	×××	×××
特別利益		
固定資産売却益	×××	×××
負ののれん発生益	×××	×××
.....	×××	×××
.....	×××	×××
特別利益合計	×××	×××
特別損失		
固定資産売却損	×××	×××
減損損失	×××	×××

災害による損失	×××	×××
.....	×××	×××
.....	×××	×××
特別損失合計	×××	×××
税金等調整前当期純利益（又は税金等調整前当期純損失）	×××	×××
法人税、住民税及び事業税	×××	×××
法人税等調整額	×××	×××
法人税等合計	×××	×××
少数株主損益調整前当期純利益（又は少数株主損益調整前当期純損失）	×××	×××
少数株主利益（又は少数株主損失）	×××	×××
当期純利益（又は当期純損失）	×××	×××
少数株主利益（又は少数株主損失）	×××	×××
少数株主損益調整前当期純利益（又は少数株主損益調整前当期純損失）	×××	×××
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	×××	×××
繰延ヘッジ損益	×××	×××
土地再評価差額金	×××	×××
為替換算調整勘定	×××	×××
持分法適用会社に対する持分相当額	×××	×××
.....	×××	×××
その他の包括利益合計	×××	×××
包括利益	×××	×××
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	×××	×××
少数株主に係る包括利益	×××	×××
（記載上の注意）		
連結会社が営む事業のうち別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。		

○ 「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
5の4 財務諸表等規則ガイドライン8の7-1の取扱いは、規則第5条の4に規定する有価証券に関する注記について準用する。	5の4 財務諸表等規則ガイドライン8の7-1及び8の7-3の取扱いは、規則第5条の4に規定する有価証券に関する注記について準用する。
<u>第六章 特定会社の中間財務諸表</u>	(新設)
<u>75-1 中間財務諸表を国際会計基準第34号「中間財務報告」に準拠して作成している場合には、その旨を記載することに留意する。</u>	(新設)
<u>75-2 中間財務諸表を指定国際会計基準に定める国際会計基準第34号「中間財務報告」に準拠して作成している場合には、その旨を記載することに留意する。</u>	(新設)

○ 「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
16 財務諸表等規則ガイドライン8の7-1の取扱いは、規則第16条に規定する有価証券に関する注記について準用する。	16 財務諸表等規則ガイドライン8の7-1及び8の7-3の取扱いは、規則第16条に規定する有価証券に関する注記について準用する。
<u>第三章の二 中間連結包括利益計算書</u>	(新設)
<u>70の3 規則第70条の3に規定する中間連結損益及び包括利益計算書については、別紙様式により作成するものとする。</u>	(新設)
<u>第六章 企業会計の基準の特例</u>	(新設)
<u>88-1 中間連結財務諸表を国際会計基準第34号「中間財務報告」に準拠して作成している場合には、その旨を記載することに留意する。</u>	(新設)
<u>88-2 中間連結財務諸表を指定国際会計基準に定める国際会計基準第34号「中間財務報告」に準拠して作成している場合には、その旨を記載することに留意する。</u>	(新設)

○ 「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（中間連結財務諸表規則ガイドライン）

改 正 案	現 行		
(別紙) 中間連結損益及び包括利益計算書に関する様式 【中間連結損益及び包括利益計算書】	(新設)		
	(単位：円)		
	前中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当中間連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	前連結会計年度の要約連結 損益及び包括利益計算書 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
売上高	×××	×××	×××
売上原価	×××	×××	×××
売上総利益（又は売上総損失）	×××	×××	×××
販売費及び一般管理費			
.....	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
販売費及び一般管理費合計	×××	×××	×××
営業利益（又は営業損失）	×××	×××	×××
営業外収益			
受取利息	×××	×××	×××
受取配当金	×××	×××	×××
有価証券売却益	×××	×××	×××
持分法による投資利益	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
営業外収益合計	×××	×××	×××
営業外費用			
支払利息	×××	×××	×××
有価証券売却損	×××	×××	×××
持分法による投資損失	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
営業外費用合計	×××	×××	×××
経常利益（又は経常損失）	×××	×××	×××
特別利益			
固定資産売却益	×××	×××	×××
負ののれん発生益	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
特別利益合計	×××	×××	×××
特別損失			
固定資産売却損	×××	×××	×××

減損損失	×××	×××	×××
災害による損失	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
特別損失合計	×××	×××	×××
税金等調整前中間純利益（又は税金等調整前中間純損失）	×××	×××	×××
法人税、住民税及び事業税	×××	×××	×××
法人税等調整額	×××	×××	×××
法人税等合計	×××	×××	×××
少数株主損益調整前中間純利益（又は少数株主損益調整前中間純損失）	×××	×××	×××
少数株主利益（又は少数株主損失）	×××	×××	×××
中間純利益（又は中間純損失）	×××	×××	×××
少数株主利益（又は少数株主損失）	×××	×××	×××
少数株主損益調整前当期純利益（又は少数株主損益調整前当期純損失）	×××	×××	×××
その他の包括利益			
その他有価証券評価差額金	×××	×××	×××
繰延ヘッジ損益	×××	×××	×××
土地再評価差額金	×××	×××	×××
為替換算調整勘定	×××	×××	×××
持分法適用会社に対する持分相当額	×××	×××	×××
.....	×××	×××	×××
その他の包括利益合計	×××	×××	×××
中間包括利益	×××	×××	×××
(内訳)			
親会社株主に係る中間包括利益	×××	×××	×××
少数株主に係る中間包括利益	×××	×××	×××

(記載上の注意)

連結会社が営む事業のうちに別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

○ 「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
<p>9 規則第9条に規定する有価証券に関する注記については、次の点に留意する。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 規則第9条第1号及び第2号の記載に当たっては、債券について債券の種類ごとに区分して記載することができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>第六章 特定会社の四半期財務諸表</p> <p>84-1 四半期財務諸表を国際会計基準第34号「中間財務報告」に準拠して作成している場合には、その旨を記載することに留意する。</p> <p>84-2 四半期財務諸表を指定国際会計基準に定める国際会計基準第34号「中間財務報告」に準拠して作成している場合には、その旨を記載することに留意する。</p>	<p>9-1 規則第9条第1項に規定する有価証券に関する注記については、次の点に留意する。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 規則第9条第1項第1号及び第2号の記載に当たっては、債券について債券の種類ごとに区分して記載することができる。</p> <p>5 (略)</p> <p>9-2 規則第9条第2項に規定する注記については、当四半期会計期間において有価証券の保有目的を変更した場合には、重要性が乏しい場合を除き、重要な変更又は著しい変動が認められるものとして注記する必要があることに留意する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

○ 「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
<p>16 四半期財務諸表等規則ガイドライン9の取扱いは、規則第16条に規定する有価証券に関する注記について準用する。</p> <p>第三章の二 四半期連結包括利益計算書</p> <p>83の3 規則第83条の3に規定する四半期連結損益及び包括利益計算書については、別紙様式により作成するものとする。</p> <p>第六章 企業会計の基準の特例</p> <p>94-1 四半期連結財務諸表を国際会計基準第34号「中間財務報告」に準拠して作成している場合には、その旨を記載することに留意する。</p> <p>94-2 四半期連結財務諸表を指定国際会計基準に定める国際会計基準第34号「中間財務報告」に準拠して作成している場合には、その旨を記載することに留意する。</p>	<p>16 四半期財務諸表等規則ガイドライン9-1及び9-2の取扱いは、規則第16条第1項及び第2項に規定する有価証券に関する注記について準用する。この場合において、四半期財務諸表等規則ガイドライン9-2中「当四半期会計期間」とあるのは「当四半期連結会計期間」と読み替えるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

○ 「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（四半期連結財務諸表規則ガイドライン）

改 正 案	現 行	
(別紙)	(新設)	
四半期連結損益及び包括利益計算書に関する様式		
【四半期連結損益及び包括利益計算書】		
【第 四半期連結累計期間】		
	(単位： 円)	
	前第 四半期連結累計期間	当第 四半期連結累計期間
	(自 平成 年 月 日	(自 平成 年 月 日
	至 平成 年 月 日)	至 平成 年 月 日)
売上高	×××	×××
売上原価	×××	×××
売上総利益（又は売上総損失）	×××	×××
販売費及び一般管理費		
.....	×××	×××
.....	×××	×××
.....	×××	×××
販売費及び一般管理費合計	×××	×××
営業利益（又は営業損失）	×××	×××
営業外収益		
.....	×××	×××
.....	×××	×××
営業外収益合計	×××	×××
営業外費用		
.....	×××	×××
.....	×××	×××
営業外費用合計	×××	×××
経常利益（又は経常損失）	×××	×××
特別利益		
.....	×××	×××
.....	×××	×××
特別利益合計	×××	×××
特別損失		
.....	×××	×××
.....	×××	×××
特別損失合計	×××	×××
税金等調整前四半期純利益（又は税金等調整前四半期純損失）	×××	×××
法人税、住民税及び事業税	×××	×××
法人税等調整額	×××	×××
法人税等合計	×××	×××

少数株主損益調整前四半期純利益 (又は少数株主損益調整前四半期純損失)	×××	×××
少数株主利益 (又は少数株主損失)	×××	×××
四半期純利益 (又は四半期純損失)	×××	×××
少数株主利益 (又は少数株主損失)	×××	×××
少数株主損益調整前四半期純利益 (又は少数株主損益調整前四半期純損失)	×××	×××
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	×××	×××
繰延ヘッジ損益	×××	×××
土地再評価差額金	×××	×××
為替換算調整勘定	×××	×××
持分法適用会社に対する持分相当額	×××	×××
.....	×××	×××
その他の包括利益合計	×××	×××
四半期包括利益	×××	×××
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	×××	×××
少数株主に係る四半期包括利益	×××	×××

(記載上の注意)

連結会社が営む事業のうち別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

【第 四半期連結会計期間】

(単位： 円)

	前第 四半期連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)	当第 四半期連結会計期間 (自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日)
売上高	×××	×××
売上原価	×××	×××
売上総利益 (又は売上総損失)	×××	×××
販売費及び一般管理費		
.....	×××	×××
.....	×××	×××
.....	×××	×××
販売費及び一般管理費合計	×××	×××
営業利益 (又は営業損失)	×××	×××
営業外収益		
.....	×××	×××
.....	×××	×××
営業外収益合計	×××	×××
営業外費用		
.....	×××	×××

.....	×××	×××
営業外費用合計	×××	×××
経常利益（又は経常損失）	×××	×××
特別利益		
.....	×××	×××
.....	×××	×××
特別利益合計	×××	×××
特別損失		
.....	×××	×××
.....	×××	×××
特別損失合計	×××	×××
税金等調整前四半期純利益（又は税金等調整前四半期純損失）	×××	×××
法人税、住民税及び事業税	×××	×××
法人税等調整額	×××	×××
法人税等合計	×××	×××
少数株主損益調整前四半期純利益（又は少数株主損益調整前四半期純損失）	×××	×××
少数株主利益（又は少数株主損失）	×××	×××
四半期純利益（又は四半期純損失）	×××	×××
少数株主利益（又は少数株主損失）	×××	×××
少数株主損益調整前四半期純利益（又は少数株主損益調整前四半期純損失）	×××	×××
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	×××	×××
繰延ヘッジ損益	×××	×××
土地再評価差額金	×××	×××
為替換算調整勘定	×××	×××
持分法適用会社に対する持分相当額	×××	×××
.....	×××	×××
その他の包括利益合計	×××	×××
四半期包括利益	×××	×××
（内訳）		
親会社株主に係る四半期包括利益	×××	×××
少数株主に係る四半期包括利益	×××	×××

（記載上の注意）

連結会社が営む事業のうち別記事業がある場合その他上記の様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載すること。

○ 「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」の取扱いに関する留意事項について

改正案	現行
<p>府令第4条（監査報告書等の記載事項）関係</p> <p>4-1 監査法人が作成する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書に係る府令第4条第1項第1号へ、第2号ホ及び第3号ホに規定する「明示すべき利害関係」には、当該監査、中間監査又は四半期レビューに係る業務を執行した社員と被監査会社等との間の利害関係をも含むことに留意する。</p> <p>4-2 府令第4条第1項第1号へ、第2号ホ及び第3号ホに規定する「明示すべき利害関係」の記載については、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第25条第2項及び公認会計士法施行規則（平成19年内閣府令第81号）第12条の規定により記載すべき内容を記載することに留意する。</p> <p>4-3 府令第4条第5項各号及び第9項各号に規定する意見並びに同条第13項各号に規定する結論は、「監査基準」若しくは「中間監査基準」にいう意見又は「四半期レビュー基準」にいう結論をいうものであることに留意する。</p> <p>4-4 府令第4条第6項、第10項及び第14項に規定する事項は、「監査基準」、「中間監査基準」又は「四半期レビュー基準」にいう追記情報の記載であることに留意する。</p> <p>4-17 府令第4条第17項の規定の適用に関しては、次の点に留意する。</p> <p><u>1 中間監査の対象となった中間財務諸表等が国際会計基準第34号「中間財務報告」によって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。</u></p> <p><u>2 中間監査の対象となった中間財務諸表等が指定国際会計基準に定める国際会計基準第34号「中間財務報告」によって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。</u></p> <p>4-18 府令第4条第18項の規定の適用に関しては、次の点に留意する。</p> <p><u>1 四半期レビューの対象となった四半期財務諸表等が国際会計基準第34号「中間財務報告」によって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。</u></p> <p><u>2 四半期レビューの対象となった四半期財務諸表等が指定国際会計基準に定める国際会計基準第34号「中間財務報告」によって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。</u></p>	<p>府令第4条（監査報告書等の記載事項）関係</p> <p>4-1 監査法人が作成する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書に係る府令第4条第1項第1号ホ、第2号ホ及び第3号ホに規定する「明示すべき利害関係」には、当該監査、中間監査又は四半期レビューに係る業務を執行した社員と被監査会社等との間の利害関係をも含むことに留意する。</p> <p>4-2 府令第4条第1項第1号ホ、第2号ホ及び第3号ホに規定する「明示すべき利害関係」の記載については、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第25条第2項及び公認会計士法施行規則（平成19年内閣府令第81号）第12条の規定により記載すべき内容を記載することに留意する。</p> <p>4-3 府令第4条第4項各号及び第8項各号に規定する意見並びに同条第12項各号に規定する結論は、「監査基準」若しくは「中間監査基準」にいう意見又は「四半期レビュー基準」にいう結論をいうものであることに留意する。</p> <p>4-4 府令第4条第5項、第9項及び第13項に規定する事項は、「監査基準」、「中間監査基準」又は「四半期レビュー基準」にいう追記情報の記載であることに留意する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>